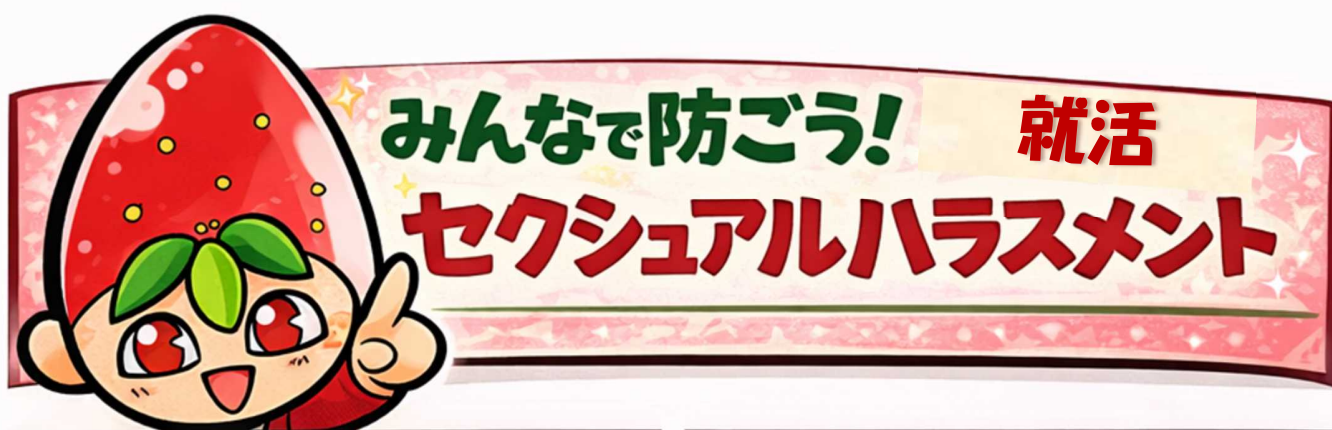




**1 事業主の方針等の明確化
及びその周知・啓発**

求職活動等に関するルール
もあらかじめ明確化し、労働者
及び求職者等に周知・啓発

就業規則等

性的な言動
×

2 相談体制の整備

安心して相談できる
体制を整えることが大切

相談窓口

3 事後の迅速かつ適切な対応

事実確認、被害者配慮、行為者
への措置、再発防止

4 そのほか併せて講ずべき措置

プライバシー保護の必要な措置を講じ、労働者及び
求職者等に周知

労働者が事実関係の確認等に協力し、不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発

